

# 令和3年度 土壤汚染対策法に基づく技術管理者の 技術管理者証更新の手引き

土壤汚染対策法に基づく技術管理者証の有効期間は5年間です。有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の1年前から満了する日までの間に、環境大臣が行う講習（更新講習）を受け、更新講習を修了した旨の証明書（修了証）を受け取り、これを添付して環境大臣に提出する必要があります。

## 【注意】

技術管理者証は、有効期間が満了する日までに更新申請がなされないと効力を失います。

更新講習を受講しただけでは、技術管理者証は更新されませんので、ご注意ください。

技術管理者証の有効期間が満了する日の直前ではなく、可能な限り早めに受講・申請をしてください。

土壤汚染対策法に基づく技術管理者証の更新を申請する際は、この更新の手引きをよくお読みの上、お間違えのないように申請手続きを行ってください。

## ● 技術管理者証更新のための申請手続き

※以下の記述は、技術管理者証の更新のための申請手続きに関するものです。新規の交付とは規定が異なるので、ご注意ください。

### 1. 技術管理者証更新申請書の入手方法

更新講習修了者は、技術管理者証の更新を申請できます。対面講習の場合は、会場で更新申請書を配布します。WEB講習の場合は、講習の修了が確認でき次第、「修了証」とともに交付記録郵便にて郵送します。転居等で書類が到着しなかった場合や、紛失した場合は、以下のいずれかの方法で取得してください。

- ・更新講習受講後、下記ホームページよりダウンロードし、印刷してください。

<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>

- ・インターネットを利用できない場合は、事務局（電話044-288-4919）にご連絡ください。

### 2. 更新申請に必要なもの

- ① 技術管理者証更新申請書（様式第五）
- ② 収入印紙（更新申請手数料1,250円分を①技術管理者証更新申請書の所定の欄に貼り付けてください。）
- ③ 更新講習の修了証（原本）
- ④ 現在の技術管理者証（原本）
- ⑤ **技術管理者証の内容に変更のある方のみ**：本籍の記載のある住民票の写し（又は戸籍謄本・抄本、これらに代わる書面。いずれも発行から6ヵ月以内のものに限る。）

※ 上記書類はいずれも返却できません。ご了承ください。

※ ②、③、④、⑤はコピー不可。

※ ④の現在の技術管理者証を紛失・汚損した場合は、裏面の「技術管理者証の再交付」をご確認の上、再交付手続きを行ってください。また、現在の技術管理者証の有効期間内に再発行が完了しない場合は、④以外の更新申請書類を有効期間内に提出するようにしてください。なお、この場合は、再交付された技術管理者証が提出されるまで新しい技術管理者証は交付されません。

※ ⑤は技術管理者証の内容の書換えがあるときのみ必要です。

※ 技術管理者に旧姓の併記が可能となりました。ただし、旧姓のみでの登録はできません。旧姓の併記を希望する場合は、必ず本籍と旧姓の記載のある住民票の写し（又は氏の変更が確認できる戸籍謄本・抄本等、いずれも発行から6ヵ月以内のものに限る。）が必要です。

### 3. 更新申請手数料

#### 更新申請手数料 1,250 円

更新申請手数料分の収入印紙を、技術管理者証更新申請書の所定の位置に貼り付けて提出してください。

- ※ 収入印紙に消印はしないでください。
- ※ 都道府県の収入証紙並びに切手及び為替等で代替することはできません。
- ※ 現金による納付はできません。
- ※ 収入印紙は郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入できます。
- ※ 更新申請手数料は過不足なく納付してください。過剰に納付した場合も差額返還できませんので、ご注意ください。
- ※ **一度受理した更新申請手数料は返還できませんので、ご注意ください。**
- ※ スタンプ式の印紙税納付計器の使用による更新申請手数料の納付は受付できません。  
(理由：印紙税納付計器は印紙税納付のためだけに使用するもので、更新申請手数料は印紙税ではないため)

### 4. 更新申請方法

更新申請書は「技術管理者証更新申請書の記載例」を参考にご記入ください。「2. 更新申請に必要なもの」をそろえて、下記事務局まで書留にて郵送してください。郵送以外は受け付けていませんので、ご注意ください。

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6  
一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部 土壤汚染調査技術管理者講習係

### 5. 更新申請書の受付期間

令和3年9月15日(水)から更新申請書類を受け付けます。

申請から送付までおおむね1ヶ月半程度を要しますので、あらかじめご了承ください。技術管理者証の有効期間が満了する日の直前ではなく、可能な限り有効期間が満了する1ヶ月半前までに申請いただくようお願いします。

- ※ **技術管理者証の更新申請は、現在の技術管理者証の有効期間が満了する日まで(当日消印有効)に行ってください。有効期間が満了する日を過ぎると技術管理者証の効力を失いますので、ご注意ください。**

### 6. 修了証の再交付

土壤汚染調査技術管理者更新講習の修了証の交付を受けた者が修了証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。指定の「更新講習修了証再交付申請書」に再交付申請手数料(1,250円)分の収入印紙を貼ることにより納付して申請してください。

修了証の再交付に係る申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

[https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/cert\\_regrant2.html](https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/cert_regrant2.html)

## ● 技術管理者証の再交付

技術管理者証の交付を受けている者が技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。

指定の「技術管理者証再交付申請書」に再交付申請手数料(1,250円)分の収入印紙を貼ることにより納付して申請してください。

技術管理者証の再交付に係る申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

<https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert.html>



環境省 環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/exam/post\\_25.html](https://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/exam/post_25.html)

- ※ 更新講習については、下記の「土壤汚染調査技術管理者講習事務局」が窓口となりますので、ご相談やお問い合わせなどは下記にお寄せください。

#### 【土壤汚染調査技術管理者講習事務局】

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部 土壤汚染調査技術管理者講習係

電話：044-288-4919 FAX：044-288-4952 メールアドレス：kenshu\_0@jesc.or.jp